

法令 No.6 行為基準

第 51 回 (2006 年)

問 17 A 型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 構成部品は、摂氏零下 40 度から摂氏 70 度までの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。
- B 外接する直方体の各辺が 10 センチメートル以上であること。
- C 周囲の圧力を 60 キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。
- D みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

1 ABC のみ 2 ABD のみ 3 ACD のみ 4 BCD のみ ⑤ ABCD すべて